

5. 幼児教育・保育の無償化における一時預かり事業・病児保育事業（年齢は利用年度の4月1日を基準とします）

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化の制度において、一定の条件を満たすと、保育料が無償化の対象となる可能性があります。一時預かり事業・病児保育事業については、一度保護者の方が施設に保育料をお支払いいただきます。その後、市役所に保育料無償化の請求を行っていただく「償還払い」とさせていただきます。

無償化の上限額は、認可外保育施設・ファミリーサポート事業と合算で決められています（0～2歳児は42,000円、3～5歳児は37,000円）。

<対象となる方>（一時預かり事業・病児保育事業共通）

- ・認可保育園・小規模保育事業・幼稚園・認定こども園・企業主導型保育園等に在園していない方。
- ・保育の必要性に関する認定を受けている方。
- ・0～2歳児の場合、住民税非課税世帯の方（3～5歳児については税額の制限はありません）。

<手続きの流れ>

①市役所で保育の必要性に関する認定を受ける。

※保育の必要性に関する認定の要件については、可児市のHPや「**可児市認可保育園等 令和2年度入園申込要項**」をご覧ください。

②施設に利用を申し出る（利用申出から、利用開始までの流れは各園にお問い合わせください）。

③施設を利用した後、保育料等を支払う。

④施設に「**領収書**」「**提供証明書**」が必要なことを伝え、受け取る。

⑤1か月分をまとめていただき、市役所に請求する。請求の際は「**施設等利用費請求書（償還払い用）**」をご利用ください。

様式はこども課窓口・可児市HPにあります。

⑥こども課で確認を行い、無償化の対象となれば、「**施設等利用費請求書（償還払い用）**」に記載の銀行口座に可児市から振り込みます。

お支払いは、請求日から30日以内に行う予定です。また、請求は利用した翌月に1か月分をまとめて行うようご協力ください。

無償化の手続きについて、ご不明な点等ありましたら可児市役所 こども課 保育園・幼稚園係にお問い合わせください。